■　第１回　新潟地方最低賃金審議会

日　時：令和４年７月４日（月）午後２時～
会　場：新潟美咲合同庁舎２号館
４階共用会議室Ａ

（事務局）

ただいまから令和４年度第１回新潟地方最低賃金審議会を開会いたします。

議事に入るまでの進行を務めさせていただきます、賃金室の大島と申します。よろしくお願いいたします。

本年度も、新型コロナウイルス禍での開催となり、ご入場に際し、会場入口設置の消毒液をご利用のうえ、マスク着用、検温チェック等を実施させていただきました。今後、体調不良のある方については、速やかに事務局にお申し出いただければと思います。

それでは、定足数についてご報告いたします。本日は、労働者代表委員の梅野委員および田辺委員の２名が所用のため欠席と報告をいただいております。ご出席いただいておりますのは、公益代表５名、使用者代表５名、労働者代表３名の合計 13 名の委員の方です。これは、委員定数の３分２以上の出席が認められますので、最低賃金審議会令第５条第２項の要件を満たしていることから、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

また、本日の審議会は、新潟最低賃金審議会運営規程第６条に基づき公開することとなっております。傍聴を公募しましたところ 10 名の方から応募があり、本日、今現在は会場に８名の方が来られています。また、それ以外に１名の記者の方が取材として入っております。

なお、本日は、今年度最初の審議会でございます。委員の交代がありましたので、ご紹介させていただきます。使用者代表の寺尾委員に代わりまして、新たに任命されました山田委員でございます。一言、よろしくお願いいたします

（山田委員）

日栄ビル管理の常務を仰せつかっております、山田陽子と申します。なによりも、こういう席は初めてでございますので、皆様の意見を参考にしながら少しずつ成長していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

（事務局）

ありがとうございました。

続きまして、事務局についても人事異動等で交代がありましたので、紹介をさせていただきます。マイクを回させていただきますので、皆さんよろしくお願いします。

（労働局長）

皆様、こんにちは。３月 31 日付けで新潟労働局長を拝命しました、吉野と申します。今年度、この審議をよろしくお願いしたいと思います。

（労働基準部長）

私も３月 31 日付けで新潟労働局の労働基準部長を拝命いたしました、足立と申します。よろしくお願いします。私は、最低賃金審議会の事務局を担当いたしますのは大分、滋賀、岐阜、そしてこの新潟と４度目ということになります。どうぞ、よろしくお願いいたします。

（室長）

４月１日付けで賃金室長を拝命しました、小柳と申します。よろしくお願いします。円滑な審議会運営に努めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（指導官）

この４月から賃金指導官でまいりました、木村と申します。よろしくお願いいたします。

（事務局）

再任用ということで、もう１年間お世話になることになりました井上です。また、よろしくお願いいたします。

（事務局）

最後に、室長補佐として４月から赴任しました大島と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、以後の進行について、永井会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

（会　長）

よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります前に、今ほどご紹介のありました、新たに局長に就任されました吉野労働局長からごあいさつがございます。よろしくお願いいたします。

（労働局長）

改めてよろしくお願いします。本日はご多用中、また、今年は梅雨が早くも明けてしまいましたけれども、厳しい暑さの中、皆様方には新潟地方最低賃金審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、皆様には平素から最低賃金制度のみならず労働行政全般にわたりまして、特段のご理解とご協力を賜っておりますことを、この場をお

借りして厚くお礼を申し上げたいと思います。

ご案内のとおり、最低賃金の関係につきましては、社会的な関心、注目が集まっているところではございますが、先月６月には「新しい資本主義のグランドデザインおよび実行計画工程表」、そして、いわゆる骨太と言われる経済運営の基本方針等々が閣議決定をされております。この中でも、最低賃金の関係につきましては様々、これはのちほど当審議会の中でもご説明をさせていただきますけれども、最低賃金に関しましても触れられているところでございます。

こういった政府の方針等を踏まえまして、現在、厚生労働本省においては、中央最低賃金審議会がまさに開催をされております。この中で、今年度の地域別最低賃金改正の目安についても、今現在まさに審議をされているというところでございますが、そういった中で今後、中央での審議結果がまとまり次第、皆様方にはご報告をさせていただくとともに、我々事務局としましては、これからの円滑な審議に向けた最大限の努力をさせていただきたいと考えております。

本審議会におきましては、本日より、令和４年度の新潟県最低賃金につきまして議論をスタートしていただくことになりますが、委員の皆様には過密な日程の中でご審議をお願いするところでございますけれども、現在の実情を踏まえましてご審議をいただきたいと考えておりますので、改めてよろしくお願いしたいと思います。

簡単ではございますけれども、私からの冒頭のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（会　長）

それでは、議事に入ります。議題１、本審議会の運営についてでございます。審議会運営について、事務局から説明をお願いいたします。

（室長）

私から、ご説明をさせていただきたいと思います。本審議会の運営につきましては、昨年度にご確認いただきましたとおり、お手元の資料 No.２「新潟地方最低賃金審議会運営規程」をお配りさせていただいてありますけれども、これらに基づき運営することとしております。本年度も、この運営規程等を踏襲して運営するということをご確認願いたいと思います。

具体的には、２点ほど申し上げたいと思います。一つは、運営規程第６条に基づき公開についてです。運営規程第６条をご覧いただきたいと思います。審議会の公開・非公開の取扱いについて規定されております。審議会は、原則として公開することとされておりますが、但し書が定めてあり、公開することにより個人情報の保護に支障をおよぼす恐れが

ある場合、あるいは個人もしくは団体の権利・利益が不当に侵害されるおそれがある場合、率直な意見交換もしくは意志決定の中立性が損なわれるおそれがある場合に該当すると考えられるものにつきましては、会長のご判断により、非公開とすることができるということでございます。

昨年度に、本審が異議申し立てに関する審議を除き公開とし、専門部会は非公開とするとの方針が決定されたということをご報告させていただきたいと思います。

二つ目です。最低賃金審議会令第６条５項の規定の適用についてでございます。お手元に最低賃金決定要覧をお持ちの方は、149 ページをご覧になっていただきたいと思います。最低賃金審議会令が記載されております。第６条５項では、審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができると定められております。

平成 27 年度から、新潟県最低賃金審議会の審議におきましてもこれを適用して、専門部会で全会一致した場合に限り、審議会の決議とする取扱いになっており、以上をご報告させていただきたいと思います。

（会　長）

ただいまのご説明につきまして、審議会運営についてでございますけれども、何かご質問やご意見はございますでしょうか。中身的には特に変わりはないということでございますが、よろしいでしょうか。それでは、そうした形で進めていきたいと思います。

続きまして、議題２、新潟県最低賃金の改正諮問に移りたいと思います。事務局からお願いいたします。

（事務局）

それでは、局長から、新潟県最低賃金の改正について諮問させていただきます。会長、局長、恐れ入りますが、前へお進みください。委員の皆様におかれましては、No.３に諮問文を添付しておりますので、ご覧になっていただきたいと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

（労働局長）

新潟地方最低賃金審議会長　永井雅人殿。新潟労働局長　吉野彰一。

新潟県最低賃金の改正決定について。

最低賃金法第 12 条の規定に基づき、新潟県最低賃金の改正決定について、「新しい資本主義のグランドデザインおよび実行計画」および「新しい資本主義実行計画工程表」ならびに「経済財政運営と改革の基本方針 2022」に配意した、貴会の調査審議をお願いする。

（事務局）

どうもありがとうございました。会長、局長、席にお戻りください。

（会　長）

ただいま、局長から諮問をお受けいたしました。

続きまして、配付資料について、事務局から説明をお願いいたします。

（室長）

お手元にお配りしております配付資料について、ご説明をさせていただきたいと思います。基本的に、資料については昨年度と同様の資料をお付けさせていただいております。

説明にあたっては、政府方針、春闘状況、景気動向、雇用失業情勢等主要なものについて絞ってご説明をさせていただきたいと思います。

順不同になりますけれども、No.12 をご覧になっていただきたいと思います。今ほどの諮問の中でも触れられていますけれども、６月 28 日に開催された中央最低賃金審議会資料の一つとして、この資料を添付させていただいております。６月７日閣議決定をされた、「新しい資本主義のグランドデザインおよび実行計画」、「新しい資本主義実行計画工程表」、さらには「経済財政運営と改革の基本計画 2022」と、いずれも抜粋を添付しております。

「新しい資本主義のグランドデザインおよび実行計画」の２ページをご覧になっていただきたいと思います。アンダーラインが引かれております。そこに、最低賃金にかかる記述があります。少し多めに読み上げさせていただきます。「また、人への投資のためにも、最低賃金の引き上げは重要な政策決定事項である。物価が上昇する中で、官民が協力して引き上げを図るとともに、その引き上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論していただくことが必要である」と記述されております。

さらに、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」は、２枚めくっていただくと、新しい改革の基本方針 2022 になりまして、その４ページに、やはり最低賃金にかかる記述があります。これも少し読み上げさせていただきます。「また、人への投資のためにも最低賃金の引き上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引き上げの環境整備を一層進めるためにも、事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも考慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が 1,000 円以上になることを目指し、引き上げに取り組む。こうした考え方のもと、最低賃金について、官民が協力して引き上げを図るとともに、その引き上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、

賃金支払能力をしっかり議論をする。」こう、記載されております。最低賃金にかかる部分だけ、抜粋して読ませていただきました。

それから、戻って恐縮ですが、No.４が春闘の賃上げ状況です。それぞれ抜粋して数字だけ計上させていただいております。令和４年６月 28 日現在の全国と新潟県の賃上げ状況を取りまとめさせていただいたものです。ご覧のとおり、全国の状況は、連合集計が 2.09 パーセント、日本経団連集計が 2.27 パーセントであり、いずれも昨年の引き上げ額・引き上げ率を上回っております。県内の状況も全国と同様に、いずれも昨年の引き上げ額、引き上げ率を上回っておりまして、連合新潟の集計では 2.08 パーセント、新潟県経営者協会集計が 1.91 パーセントとなっていることをご確認いただきたいと思います。

引き続いて、No.５、新潟県の経済情勢でございます。日銀新潟支店の６月２日現在の金融経済動向・基調判断。ここの中では、「県内景気は、新型肺炎の影響から引き続き厳しい状況にあり、持ち直しの動きは鈍化している。企業収益は改善の動きが見られる。雇用・所得環境は、労働需給に改善の動きが見られるものの、全体としては弱めの状態が続いている。」と記載されています。その下にあります、新潟財務事務所の４月の経済情勢報告の総括判断を見ると、「個人消費、生産活動、雇用情勢は持ち直している」ことから、新型コロナウイルス感染症や供給面での制約の影響が見られるものの、緩やかに持ち直しているという評価をしているところです。

はしりばしりになって申し訳ありません。No.６、最近の雇用情勢失業情勢でございます。これは、当局の資料であります。５月の有効求人倍率は 1.56 倍、前月に比べて 0.01 ポイント上昇しました。また、新規求人倍率は 2.40 倍で、これは前月に比べて 0.06 ポイント低下しております。一番上に雇用情勢判断という欄がありますけれども、そこには、「県内の雇用情勢は改善の動きが見られる。なお、引き続き国際情勢の動向、物価の高騰などが雇用に与える影響に十分注意する必要がある」としております。

続いて、No.７、新潟県の主要指数の推移です。No.８は、物価動向になっております。No.８を見ますと、消費者物価指数を見ますと、令和２年を 100 とする消費者物価指数では、令和３年 11 月から全国、新潟市ともに上昇している。本年１月には新潟市の指数が全国を上回るような数字になっております。直近の本年５月の指数を見ますと、全国が 2.5 パーセント、新潟市が 3.2 パーセントとなっております。

それから、No.９です。これは、県の総務管理部統計の毎勤統計地方調査結果でございます。これは、ご覧になっていただきたいと思います。

No.10 については、昨年度のものと審議会の開催状況の一覧でございます。

No.11 ですが、これは令和４年度の答申日別最短効力発生予定日の一覧表です。平たく

言いますと、例えば地域別最賃を 10 月１日発効とした場合に、答申のぎりぎりの日が８月５日と見て取れるという一覧表になっております。裏面が、特定最賃同様の発効日を別にした答申の最終日というものが、一覧の中で見ることができるかと思います。

資料 13 ですけれども、新潟県弁護士会から当審議会宛てに出された「最低賃金が労働者の生活を支えるために最低賃金額の大幅な引き上げを求める会長声明」ということで、こちらに要請文が添付されています。

以下 No.15、No.16 ですけれども、市町村からの要望書、要請書、声明といったものを添付させていただいております。No.16 は、のち程ご議論いただくことになります規程改定案でございます。

（会　長）

いろいろとございましたけれども、ただいまの事務局からの資料説明につきまして、ご質問やご意見がございましたらお願いいたします。

（徳武委員）

一つ、資料につきましてお願いがございます。これは、昨年の最低賃金審議の答申をする際に、コロナ禍で影響を受けている事業者の支援について申し添えるということで申し添えを出しました。おそらく、全国の各地の審議会でも同様のものがあったかと思います。それを踏まえて、本省ならびに御局で、労働行政運営方針等で最低賃金の引き上げに取り組む中小企業への支援ということが盛り込まれまして、活動をされていると思いますけれども、ついては各支援策がまずどのようなものがあったのか。それから、拡充はされたのか。あるいは県内で、本局で活用に向けてどのような取組みをされたのか。実際にその活用件数というものがどの程度増えたのかといったところを、次回専門部会が始まるまでの第２回のときでけっこうですので、参考までにお示ししていただければと思います。

（会　長）

それは、次回に説明ということでよろしいですかね。かしこまりました。それでは、次回の審議会で説明をお願いしたいと思います。

ほかに、何かございますでしょうか。

今度は、議題（３）でございます。実地視察についての件でございます。この件につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

議事次第（３）実地視察についてでございます。本審議会において、実施の可否について取扱いを協議していただいております。昨年度までは、それぞれの団体等を代表する方々が委員として参加しておられるという理由から、実地視察の必要性はないという結論

をいただいているところです。本年度の取扱いについて、ご協議をお願いしたいと思います。

（会　長）

この件につきまして、ご質問やご意見がございましたらお願いいたします。

（桑原委員）

今、室長からお話もありましたけれども、私たち審議会の委員は、やはり様々な業界から労使を代表して出てきておりますし、その審議に臨む際には現場の状況を把握したうえで臨んでいることもありますので、昨年同様、実地視察までの必要はないのではないかと考えます。

（会　長）

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、そうしたご意見もございましたので、今年度も実地視察は行わないということでよろしいでしょうか。それでは、実地視察につきましては今年度は行わないということにいたします。

続いて、議題（４）運営規程の改定についてでございます。事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

議題（４）新潟地方最低賃金審議会運営規程の改定について、でございます。No.16 に規程改定案があります。ご覧になっていただいていると思います。

皆様、ご承知の方もおられると思いますけれども、内閣府から一昨年来、押印の取扱いの見直しにかかる指導がなされ、厚生労働本省から、各労働局に設置しております審議会の議事録署名につきましても見直すようにということで指示がございました。

当局では、すでに昨年、地方労働審議会において、議事録署名を廃止しております。当審議会規程についても議事録の署名を廃止するというご提案をさせていただきたいと思います。具体的には、改定案の第７条でございます。従来は、「会議の議事については議事録を作成し、議事録には会長および会長の指名した委員２人が署名する。」ここを抹消して、「議事録を作成するものとする。」という文言にしたいというご提案でございます。

なお、同様の見直しの必要性ですけれども、本規程のほか、専門部会の規程です。地賃の専門部会、特賃の専門部会、検討小委員会規程で、これが見直しの対象ということになっております。専門部会とそれぞれの会でご検討いただきたいということも、併せてご報告したいと思います。

今後の取扱いでございますけれども、議事録署名を廃止したのちは署名を行いませんけれども、記載事項についてはメールによりまして、各委員の皆様方に間違いがないかしっ

かり確認をいただきましたうえで、正確さについては確保してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

（会　長）

何かご質問やご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（木南委員）

附則中、施行期日が空白になっているのですけれども、施行期日は令和４年７月４日からということでよろしいですか。

（事務局）

ご承認いただけるのであれば、その日からということでお願いしたいと思います。

（木南委員）

議決の内容として附則も含まれると思いますが、この規程は令和４年７月４日から施行するということでよろしいですね。

（会　長）

では、施行日については本日ということも含めまして、このようにしたいと思いますがよろしいでしょうか。それでは、そのようにさせていただきます。

続いては、議題（５）その他についてですが、事務局から何かございますか。

（事務局）

今の改定案については（案）を取って、施行日を入れていただくということでよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

それでは、（５）その他の議題で、３点ほどお話をしたいのですけれども、一つずつご説明をさせていただきたいと思います。

一つは、専門部会の設置ならびに委員の更新についてです。最低賃金法第２条２項、この要覧では 144 ページに最低賃金法第２条２項が記載されております。そこでは、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定またはその改正決定について調査審議を求められたときは、専門部会をおかなければならない」とされており、専門部会の設置が義務づけられております。本日、本審議会に対して諮問が行われましたので、専門部会を設置して、調査審議をしていただくことになります。専門部会委員については、本日付で推薦公示を行うという事務を進めていきたいということでございます。

（会　長）

ただいまの件については、何かご質問やご意見はございますでしょうか。

それでは、事務局で専門部会委員の推薦公示の手続きを進めていただきますようお願いいたします。

ほかに、事務局から何かございますでしょうか。

（事務局）

２点目でございます。関係労使の意見聴取についてでございます。これも、今ほど広げていただきました要覧の 144 ページ、最低賃金法第 25 条第５項ですけれども、ここでは「最低賃金の決定またはその改正もしくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者および関係使用者の意見を聴くものとする」と規程されております。厚生労働省令は、要覧の 153 ページに最低賃金法の施行規則第 11 条第１項、２項が記載されておりますけれども、事務局ではこれに基づき、本日付けで必要な公示を行うほか、当局のホームページに掲載して、広く意見を求めることとしたいということでございます。

（会　長）

これも、例年行っているものでございます。そういったさまざまな方の意見をお伺いする場として、そういうものもありますので、それを合議するということでございますが、何かご質問やご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、これについても例年どおり進めさせていただきます。

ほかに何かご質問等、あるいはこの場で何かご発言はございますでしょうか。

（事務局）

事務局からもう１点だけ。最後の提案になるかと思います。お手元に、令和４年度の最低賃金審議会の日程案ということでお配りさせていただいております。本日は、第１回の本審がございまして、８月１日に第２回、その際には専門部会ということで予定をさせていただいております。この予定どおりということでお願いしたいということと併せて、特定最低賃金につきましては、申出がなされたのちに、No.11、先ほど少しご説明をさせていただきましたけれども、本省側から示されています発効日から逆算した答申の日、この日程がありますけれども、これらを踏まえて、改めて事務局でご提案をさせていただきたいということをお願いしたいと思います。

（会　長）

そういう日程で進んでいくというところでありますが、何かご質問等はございますでしょうか。

（事務局）

１点だけ。この案の中で訂正をさせてください。８月５日の専門部会第４回となっておりますけれども、予備日ということでご訂正をお願いしたいと思います。お手数をおかけします。よろしくお願いします。

（会　長）

専門部会については、もちろんどうなるか分かりませんけれども、基本的には３回で何とか結論を出したいと考えております。ただ、どうしても合意ができないとか、議論が残っている場合には８月５日、午後からは本審がございますけれども、午前中最後の詰めというところで予備日を設けてあるところでございます。よろしいでしょうか。それでは、こうした日程で進めていきたいと思います。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、本日の審議は以上とさせていただきます。

次回、第２回の本審は、８月１日月曜日の午後２時から、この会議室で開催いたします。

以上をもちまして、第１回新潟地方最低賃金審議会を閉会いたします。どうも、お疲れ様でした。